

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の船舶所有者（A社）における資格喪失日は昭和20年3月16日であると認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、45円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年7月ごろから19年1月21日まで
② 昭和19年2月1日から20年7月ごろまで
③ 昭和22年4月23日から23年3月23日まで
④ 昭和23年3月23日から同年8月27日まで

私は、昭和18年7月ごろから20年7月ごろまで、A社が所有する「B丸」に乗船勤務していたにもかかわらず、船員保険加入期間が19年1月21日から同年2月1日までのみとされ、申立期間①及び②が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

また、私は、私の船員手帳によると、申立期間③はC社が所有する「D丸」に、申立期間④はE氏が所有する「F丸」に、それぞれ乗船勤務していたにもかかわらず、船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、オンライン記録を見ると、申立人は、昭和19年1月21日から同年2月1日まで、船員保険の加入期間とされていることが確認できるところ、A社の「B丸」に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立人の同社での船員保険被保険者資格の取得日（昭和19年1月21日）は記載されているものの資格喪失日は記載されていない上、申立人の同社での資格喪失日が「19年2月1日」とされている資料等及びその理由を確認することはできない。

一方、申立人は、A社の「B丸」に係る船員保険被保険者名簿において、

昭和 20 年 3 月 15 日に同社で船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の氏名を記憶していることから、申立人は、20 年 3 月 15 日まで、同船に継続して乗船勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同様、A社の「B丸」に係る船員保険被保険者名簿において、資格喪失日が記載されていない同僚（オンライン記録上の資格喪失日は昭和 19 年 8 月 1 日）は、「B丸には終戦前まで乗船した。また、勤務期間中は、勤務状況等に変化は無かった。」旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 19 年 2 月 1 日から 20 年 3 月 16 日までの期間において、A社の「B丸」に乗船勤務し、船員保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、A社の「B丸」に係る船員保険被保険者名簿での申立人の昭和 19 年 1 月の記録から、45 円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人が一緒に乗船勤務していたと供述する申立人の父は、A社の「B丸」に係る船員保険被保険者名簿を見ると、同船での船員保険の被保険者資格の取得日は、申立人と同様、昭和 19 年 1 月 21 日とされている上、当時の同僚からも、申立人が申立期間①において B丸に乗船勤務していた旨の供述は得られない。

また、申立期間②のうち、昭和 20 年 3 月 16 日から同年 7 月ごろまでについて、当時の同僚の供述から、申立人は、「B丸」に乗船していた可能性がうかがわれるものの、当該期間における同船の運航実態等が不明であることから、申立人が当該期間において同船に乗船勤務していた期間を特定することはできない。

- 3 申立期間③について、申立人が提出した船員手帳の記録、申立人の主張及び当時の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間③のうち、鯉漁の期間（3、4 か月間）のみ、C社の「D丸」に乗船勤務していたことが推認できる。

しかし、C社の船員保険被保険者名簿を見ると、申立人が一緒に乗船勤務していたことを記憶する船長及び同僚 3 人は、申立期間③において同社で船員保険に加入した記録は確認できない上、当該同僚からは、「D丸には、1 回目は昭和 22 年 3 月ごろから数か月間、2 回目は 23 年 12 月から 24 年 9 月まで乗船したが、私も他の同僚も、1 回目の乗船期間は船員保険に未加入である。」旨の供述が得られたことから考えると、申立人のみが事業主により給与から船員保険料が控除されていたとは考え難い。

- 4 申立期間④について、申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人は、Eが所有する「F丸」に乗船勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録等を見ると、Eは、申立期間④及びそれ以外の期間において、船員保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が提出した船員手帳に記載され、かつ申立人も記憶する船長は、オンライン記録によると、申立期間④において船員保険に加入した記録は確認できない上、申立人は、他の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間④における雇用形態等は不明である。

- 5 このほか、当時の同僚等からも、申立期間①、②のうち昭和 20 年 3 月 16 日から同年 7 月ごろまでの期間、③及び④における申立人の船員保険料控除の有無等についての供述は得られず、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が当該期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②のうち昭和 20 年 3 月 16 日から同年 7 月ごろまでの期間、③及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年10月15日）及び資格取得日（昭和32年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月15日から32年2月1日まで

私は、昭和26年11月1日から45年12月1日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和26年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30年10月15日に資格を喪失後、32年2月1日に同社において再度資格を取得しており、30年10月から32年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間の前後の期間を通じて、A社に勤務形態等が変更されること無く、継続勤務していたことが認められる。

また、当時の経理担当者は、「申立人は、申立期間においてもA社に継続勤務していたことから、厚生年金保険の資格を喪失させるような手続をした覚えは無い。」旨を供述していることから、申立人は、申立期間当時において、他の同僚と同様に、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人の昭和32年2月の記録及び同僚の標準報酬月額改定時期の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和46年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、保険料を納付したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年10月から32年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月1日から34年11月1日まで

私は、昭和30年3月1日からA社に勤務しているにもかかわらず、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が34年11月1日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の複数の同僚等の供述から、申立人は申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当時の複数の同僚は、「当時のA社では、事務担当者が厚生年金保険等への加入の有無を判断していたが、当該担当者もすでに死亡しているので、判断基準等は不明である。」旨を供述している。

また、オンライン記録によると、申立人が当時の同僚等として氏名を記憶する14人のうち6人は、A社での厚生年金保険の加入記録は確認できない上、同社での厚生年金保険加入記録が確認できる複数の同僚についても、記憶する入社日から厚生年金保険の加入日までの期間が区々であることから、同社では、勤務期間すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いでは無かったことが推認できる。

さらに、当時の複数の同僚等からは、申立期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月から同年9月まで
② 昭和19年12月から20年8月まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、それぞれ学徒動員として勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した同窓会名簿等、当該名簿に氏名が掲載されている同級生の供述及びB社の事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されている箇所の欄外に、勤労働員学徒であることを示す「学」の文字が確認できることから、申立人は、C学校在学中に、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、それぞれ勤労働員学徒として勤務していたことが推認できる。

しかし、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）に明文化されている。

また、前述の同窓会名簿に氏名が掲載されている同級生154人のうち、オンライン記録において、氏名等が確認できる65人（申立人を含む。）は、いずれも申立期間①及び②において厚生年金保険に未加入であることが確認できる。

さらに、申立期間②について、B社が保管する健康保険被保険者資格取得届を見ると、申立人は、昭和19年12月8日に同事業所で健康保険の被保険者資格を取得しているものの厚生年金保険被保険者台帳の記号番号欄は空欄であることが確認できる上、同事業所からは、「当社保存資料によると、勤

労働員学徒として勤務していた者は、健康保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかったものと思われる。」旨の供述が得られた。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月1日から62年11月16日まで

私は、昭和58年4月1日から平成6年7月7日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が昭和62年11月16日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和62年11月16日とされており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、当時の複数の同僚は、「申立期間当時、A社が厚生年金保険の適用事業所ではないことは承知していたので、国民年金に加入していた。」旨を供述している上、オンライン記録においても、当時の複数の同僚等は、申立期間において国民年金に加入し、かつ保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当時の複数の同僚は、「A社では、厚生年金保険の適用事業所になるまで、給与から厚生年金保険料が控除されることはなかった。」旨を供述しているところ、当該同僚が保管する給与明細書（昭和58年5月分から62年10月分まで）を見ると、当該期間において給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、国民年金の第3号被保険者適用の制度が始まった昭和61年4月1日から62年11月

16 日までの期間に、第 3 号被保険者として国民年金に加入していることが確認できる上、申立人自身も、「A社で厚生年金保険に加入するまでは、夫の被扶養者として発行された健康保険遠隔地被保険者証を使用していたことを思い出した。」旨を供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月1日から23年6月1日まで
② 昭和25年1月1日から27年8月10日まで

私は、A事務所のB丸に乗船勤務していた期間のうち申立期間①が、同事業所のC丸に乗船勤務していた申立期間②が、それぞれ船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事務所の船員保険被保険者名簿を見ると、同事業所で同時期に乗船勤務を始めたと申立人が記憶する同僚は、申立人と同様、昭和23年6月1日に同事業所で船員保険に加入していることが確認できる上、オンライン記録を見ても、当該同僚が申立期間①において船員保険に加入した記録は確認できない。

また、申立人がA事務所での前任者として氏名を記憶する同僚は、オンライン記録を見ると、昭和22年4月1日から23年3月31日まで、同事業所で船員保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間①当時、A事務所のB丸には一緒に乗船勤務していなかったと申立人が供述する同僚は、同事業所の船員保険被保険者名簿を見ると、昭和21年5月1日から22年8月30日まで、同事業所で船員保険に加入していることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間①において、同事業所の船舶に乗船勤務していなかったことがうかがわれる。

2 申立期間②について、申立人は、A事務所のB丸から間断なく同事業所のC丸に乗船勤務することとなった旨を主張している。

しかし、オンライン記録によると、A事務所は昭和25年1月1日に船員

保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②においては船員保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、「A事務所には廃止されるまで勤務した。また、事業所の廃止に伴い、乗船勤務していた船舶は売船された。」旨を供述しているところ、D局（A事務所の後継事業所）が保管する官報（昭和 25 年 11 月 30 日版）を見ると、E省告示第 365 号により、同日付でA事務所は廃止されたことが確認できる上、船舶原簿謄本を見ると、C丸は昭和 24 年 12 月 26 日（B丸は昭和 25 年 1 月 26 日）に売船され、船舶所有者がA事務所から他者に変更されていることが確認できる。

- 3 このほか、当時の同僚等からも、申立期間①及び②における申立人の船員保険料控除の有無等についての供述は得られず、申立人が申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 10 月 6 日まで
申立期間のうち、厚生年金保険の被保険者期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退決定」の表示が記されている上、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和43年3月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがわれない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 52 年 6 月まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が要因も無いにもかかわらず減額（13万4,000円）されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

なお、申立期間の標準報酬月額は、15万円か16万円が妥当であると思う。

第3 委員会の判断の理由

A社の被保険者原票を見ると、申立期間当時、申立人が同じ部署に勤務していたと記憶する同僚6人のうち4人は、申立人と同様、昭和51年10月の定時決定により標準報酬月額が減額されていることが確認できるところ、当該同僚からは、「当時は時間外勤務が多く、時間外手当の給与に占める割合が多かったので、標準報酬月額が下がったのは、時間外手当の減額が起因している。」旨の供述が得られた。

また、B社（平成元年2月16日にA社から名称変更）からは、「当時の記録は残っていないが、標準報酬月額の算定は、人事部が賃金台帳及び源泉徴収簿を基に計算し、健康保険組合の確認を経て、社会保険事務所（当時）に届け出ている。また、社会保険事務所から送付される納付書の金額と弊社の保険料支払予定額は、常に合致するようチェックしていることから、弊社の記録と社会保険事務所の記録が異なることはあり得ない。」旨の供述が得られた。

さらに、オンライン記録により、A社で申立人とほぼ同時期に厚生年金保険に加入し、かつ申立人と同年代（入社当時22歳から25歳まで）である同僚の申立期間における標準報酬月額は、申立人と同額又は申立人よりも低額

であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額という事情は見当たらない。

加えて、A社の被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正された^{こんせき}痕跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「私の被保険者原票に記載されている申立期間の標準報酬月額は、事業所から提出された届出書から転記する際に社会保険事務所が誤ったものである。また、社会保険事務所での保険料計算表と、事業所の記録は、ともに 15 万円か 16 万円とされていたので、被保険者原票への転記誤りに気が付かなかったのではないか。」旨を主張している。

しかし、申立人の被保険者原票を見ると、申立期間直後の昭和 52 年 7 月 1 日に、標準報酬月額が 16 万円へ随時改定された記録が確認できるところ、厚生年金保険法（昭和 29 年 5 月 19 日法律第 115 号）では、被保険者の報酬が、昇給などによる固定的賃金の変動に伴って標準報酬月額が 2 等級以上変わったときは標準報酬月額が改定（随時改定）されると規定されており、仮に申立人の主張どおり、申立期間の標準報酬月額が 15 万円又は 16 万円とされていた場合、随時改定の対象となる変動幅ではないことから、事業主は申立人の主張する標準報酬月額よりも低額であったことを認識し、当該随時改定の届出を行ったと考えるのが自然である。